

議案第13号

寒川町情報公開条例及び寒川町個人情報保護条例の一部改正について

寒川町情報公開条例及び寒川町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月22日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の廃止に伴い、条文の整備を図るため提案する。

## 寒川町条例第 号

### 寒川町情報公開条例及び寒川町個人情報保護条例の一部を改正する条例

(寒川町情報公開条例の一部改正)

第1条 寒川町情報公開条例(平成11年寒川町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項」に改める。

(寒川町個人情報保護条例の一部改正)

第2条 寒川町個人情報保護条例(平成11年寒川町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項」に改め、同条第13号中「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(第1条関係)寒川町情報公開条例新旧対照表

現行	改正案
<p data-bbox="422 293 518 315">～略～</p> <p data-bbox="193 342 518 365">(実施機関の公開義務)</p> <p data-bbox="161 392 783 638">第5条 実施機関は、公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)があつたときは、当該公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開しなければならない。</p> <p data-bbox="193 665 783 1176">(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p data-bbox="217 1202 411 1225">ア・イ (略)</p> <p data-bbox="217 1252 783 2027">ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報であつて、当該情報のうち、</p>	<p data-bbox="1061 293 1157 315">～略～</p> <p data-bbox="831 342 1157 365">(実施機関の公開義務)</p> <p data-bbox="799 392 1422 638">第5条 実施機関は、公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)があつたときは、当該公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開しなければならない。</p> <p data-bbox="831 665 1422 1176">(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p data-bbox="855 1202 1050 1225">ア・イ (略)</p> <p data-bbox="855 1252 1422 2027">ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項_____に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報であつて、当該情報のうち、</p>

当該公務員等の職及び当該職務遂行 の内容に係る部分 (2)～(6) (略) ～略～	当該公務員等の職及び当該職務遂行 の内容に係る部分 (2)～(6) (略) ～略～
--	--

(第2条関係)寒川町個人情報保護条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>(13) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(<u>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。</p> <p>(14) (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>(13) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(<u>個人情報の保護に関する法律第2条第9項</u>  <u>_____</u>  <u>_____</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。</p> <p>(14) (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>

(改正附則)

現行	改正案
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>